

出産・子育て応援事業概要

1 目的

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である中で、妊娠期から子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する。

2 事業内容

妊婦及び0歳から2歳までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談及び継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出及び出産届出を行った家庭に対し、経済的な支援として希望する出産・子育て関連用品及びサービス等（10万円相当）を提供する。

3 事業開始日

令和5年3月1日

4 対象者

令和4年4月1日以降妊娠・出産された方

5 実施方法

- (1) 妊娠届の提出があった者に妊婦面談を実施し、面談時に出産応援ギフト交付申請書関連の案内を行う。
- (2) (1)の申請があった者に対し、出産応援ギフト（妊娠一回につき5万円相当）カードを送付する。
- (3) 妊娠8か月時にアンケートを行う。
- (4) 出産した者に乳幼児全戸訪問を実施し、訪問時に子育て応援ギフト交付申請書関連の案内を行う。

- (5) (4)の申請があった者に対し、子育て応援ギフト（児一人出産につき5万円相当）カードを送付する。